

## 産業建設常任委員会会議録

1 本委員会の開催日時は次のとおりである。

令和5年9月11日（月）午前8時55分

2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	木野田 誠 君	副委員長	鈴木 てるみ 君
委員	植山 太介 君	委員	久木田 大和 君
委員	前田 幸一 君	委員	塩井川 公子 君
委員	徳田 修和 君	委員	下深迫 孝二 君

3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

委員 池田 綱雄 君

4 委員外議員の出席は次のとおりである。

議員	野村 和人 君	議員	久保 史睦 君
----	---------	----	---------

5 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

農林水産部長	永山 正一郎 君	耕地課長	八重山 純一 君
農政畜産課主幹	内村 光孝 君	耕地課主幹	吉田 進 君
商工観光部長	池田 豊明 君	商工振興課長	立野 博 君
商工観光施設課長	園畑 精一 君	商工振興課主幹	西村 賢三 君
商工観光施設課主幹	松崎 義美 君	商工観光施設施設管理G主査	若松 樹 君
建設部長	西元 剛 君	建設政策課長	竹下 淳一 君
建築住宅課長	侍園 賢二 君	建築住宅課課長補佐	鶴ヶ野 浩二 君
建設政策課主幹	丸山 省吾 君	建築住宅課住宅収納G長	南郷 正輝 君
建設施設管理課政策G主査	今村 翔 君	建築住宅課住宅収納G主任主事	李田 信幸 君

6 本委員会に出席した陳述人は次のとおりである。

代表者	田中 光晴 君	中姫城東自治会長	満田 千代子 君
姫城地区自治公民館長	万膳 洋孝 君		馬場 迪洋 君
	服部 弘子 君		

7 本委員会の書記は次のとおりである。

書記 有村 真一 君

8 本委員会の付託案件は次のとおりである。

議案第51号 霧島市西郷公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第59号 訴えの提起について

陳情第6条 松永上溝用水路水路トンネル改修を求める陳情書

9 本委員会の概要は次のとおりである。

「開 議 午前 8時55分」

○委員長（木野田誠君）

ただいまから産業建設常任委員会を開会します。本日は、去る9月5日の本会議で本委員会に付託になりました議案2件及び陳情1件の審査を行いたいと思います。ここで、委員の皆様にお諮りします。本日の会議はお手元に配付しました次第書に基づき、進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」と言う声あり]

それでは、そのようにさせていただきます。ここで暫く休憩します。

「休 憩 午前 8時58分」

「再 開 午前10時45分」

#### △ 陳情第6号 松永上溝用水路水路トンネル改修を求める陳情書について

○委員長（木野田誠君）

休憩前に引き続き会議を開きます。休憩前に引き続き、引き続き会議を開きます。陳情第6号松永上溝用水路水路トンネル改修を求める陳情書の審査に入ります。本日は、陳情者である田中光晴様が出席されております。陳情者の方に議事の順序を申し上げます。まず、陳情者のほうから陳情内容、趣旨、経緯などについて簡潔に御説明いただきます。その後、委員からの質疑に1問1答でお答えいただきます。御発言の際は挙手をして、委員長の許可を得てから起立して御発言ください。マイクは青いボタンを押すとスイッチが入ります。また、陳情者は、委員に対して質疑をすることは出来ないことになっておりますのであらかじめ御了承ください。それでは陳情者の方から陳情内容の説明をお願いいたします。

○陳情者（田中光晴君）

今日は暑い中現地を見ていただきましてありがとうございます。陳情者の田中光晴でございます。事前に履歴情報関係をお出ししておりますので、お目通しをいただいていると思いますが簡単に御説明だけさせていただきます。長年にわたって我々が懸案でありましたこのずい道のお話をさせていただきます。何とか20mぐらいは実施しようというお話をいただいたわけですが、実は、できれば全体をやっていただきたいというのが心情でございます。ここ40年ぐらい前にここ開発があったときに、実はもうこのずい道はあったわけでございます。江戸時代のずい道だということでお聞きしておりますが、40年ぐらい前に開発申請が出た段階でずい道があったということは分かっているわけなので、できたらそのときに全体をずい道、ヒューム管をですね、工事をしていただくというのが条件で開発が行われていたらこんなこともなかったんだろうと思うんですが。専門の方に見ていただいた中で、あとは異常がないよというお話だったということなんですが、ここには載っていないことが1、2件あります。満田さん、こちらの今自治会長さんなんですが、私の

家のすぐ隣です。一番そこがずい道のとっぺんと、道路の地表の寸法が2mぐらいしかないところ  
です。そこがですね、ちょうど継ぎ目のところになってるようです。図面を見ますとそこが20年以  
上ですね私がくる前だから、一旦陥没をしたらしいのですよ。それで、後で測量されたときの図面  
を見てみると、ちょうどヒューム管が切れるところなんですね。ですからヒューム管で出てきた水  
が、手掘りの水路の中の、トンネルの中の切れ目っていうのが、継ぎ目っていうのが一番汚れたり  
溜まったりするじゃないですか。だから、いっぱいいっぱいあったトンネルの中に、ヒューム管を  
入れたとしても必ず隙間があると思うんです。そういったところが絞ってきてですね、ちょうど道  
路が一番下がったところなんです、中には落ちた気配はないとおっしゃいますが、実はヒューム  
管とその表面の中にですね、落ちたものなんかもあったと思うんです。ちょうど継ぎ目になって  
るんですよ。そこが落ちたのも現状でありましたので、この書類には書いてごさいません。頭に入れ  
ていただければありがたいなと思います。それと、ちょうど20mということは、一番入口の長崎  
さんのところから道路があって、真ん中に2軒あります。その次がまた道路があるわけですけど、  
この3番目の家の方がですね、もう入れ替わっておりますけど、たまにね「水音がちゃっぷんちゃ  
っぷんすつとなあ」と言われたんです。結局、浅いからよく聞こえてたと思うんですね。今のとこ  
ろ大丈夫ですよという、あるいは結果が出たというお話なんです、我々一番心配するのはこうい  
った状況が変わってきている。地震があったり、考えもしないようないろいろな災害が起こったり  
しますよね。こういうことがあってもし地震などがあってですね、これが陥没するようなことがあ  
れば、下のほうで作っておられる耕作の方も一番難儀をされると思うし、このずい道より下のほう  
の、水は低いほうに流れますんで、住んでおられる方々の影響も非常に出てくるだろうという懸念  
があります。ですから、今回20mで止めるのではなくて、予算はないと思うんですが、一つ案とし  
て考えていただいて、できるだけ、できればもう全体、開発をされた部分をですね、やっていただ  
きたいというのが、今回の陳情の目的でございまして。あとは質問に答えたいと思います。そうい  
ったところでよろしいでしょうか。

○委員長（木野田誠君）

ただいま陳情者の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑はございせんか。

○委員（植山太介君）

一点確認質問させてください。令和5年4月23日に工事の説明会があつて説明を伺つたと。先ほ  
どの話を聞いて、執行部側の考えで20m以上は異常がないと、異常がないからしないんだという説  
明を受けました。ちなみにその場で定期点検なり、1年に1回見ますとか、2年に1回見ますとか  
そのような説明というものはあつたのでしょうか確認をさせてください。

○陳情者（田中光晴君）

なかつたです。

○委員（徳田修和君）

関連になります説明会のことについてでございまして、今、田中さんのほうよりここには載つて

おりませんがということで追加でお話しいただいたわけですが、この説明会のときにも行政側にもそういうことは伝えて認識しているという理解でよろしいでしょうか。

○陳情者（田中光晴君）

ちゃんと説明してございます。

○委員（前田幸一君）

先ほどの田中様の説明によりますと、ちょうどヒューム管が今のところ、57mあってそこから先が手掘りになってる。そのところの上の人が陥没されたということでよろしいでしょうか。

○陳情者（田中光晴君）

ちょうどその付近です。住民の方々がですね、五、六人出資をして、コンクリートなんかを混ぜて作業されたと。その段階では道路自体がですね、集落の中の個人個人が持ってる私有地だったんです。私があそこに行ってから6年がかりでこれを寄附採納して、道路維持課と協議をしてですね、おこなったわけですね。そのあとだったらよかったんでしょうけど、自分たちの道路だからということでされたみたいですね。

○委員（徳田修和君）

手掘りの部分、浅いということでそこをすごく心配されてるお話があったわけですが、先日かなり雨が降ったりとかしたこともあったと思うんですけど。そのようなときに浅い部分が、何かこう不安な出来事があったとか、先ほどぼちゃぼちゃ水が落ちる音がするっていう話ありましたが、そういう大雨のときに何か影響が出たというような報告とかは受けてはいらっしゃらないですか。

○陳情者（田中光晴君）

そのあとですね、そういった話は聞いておりません。これは事実なんですけれども、心配してるのはもうみんな現状なんですよ。

○陳情者（馬場迪洋君）

今、ヒューム管を20m入れていただくという話なんですけれども、先ほど見ていただいた下流側のほう、あそこなんか手掘りでそのままなんですよね。そうすると、その上を何かしようと思ってもできないわけですね。浅いから陥没する恐れがあるから。だからできれば全面に入れてほしいというのがお願いします。

○委員（下深迫孝二君）

今ちょっと現地を見させていただきましたけれども、そしてまた現場で説明を受けたわけですが、手掘りの部分ですよね。あれはコンクリートの吹き付けはしてないんですか。

○陳情者（馬場迪洋君）

そのまま、何もしてありません。

○陳情者（田中光晴君）

実は、20mで終わってしまうと、最初のスタートがですね、私の家を御存じないと思うんですが、ちょうど丘になってるんですよ。その下にトンネルが造ってあって、防空壕ですね昔の、そうい

うのがあってその下をずい道が流れているっていうのが後で分かったんですが。その丘がですね「お母さんが生きていらっしゃる間は管理ができないので、田中さんもう勝手に生えてきたのは全部切ってね」という約束のもとで20年私がずっと経費をかけて切ってきてるんです。それも本人さんですね今息子さんがいらっしゃるんですが、体が弱くてなかなか登っていけないと。もう管理も大変だから売ってくれんねという話を、もう行ったときからずっと話をしてたんですよ。やっとそういう話になってきたんですけどその段階でずい道があるというのが分かったもんですから戸惑ったんですね。丘があってトンネルがあってその下にずい道が通ってる。ここを買って工事をしたときにこれがずんべったとき、鹿児島弁でずんべると言いますよね。落ちたときに誰が責任とるんですかということで、調整をさせてもらったことがあります。そういったことからこの流れになるわけです。それがないと私どももそこを買って土を落としてですね、路盤を落として擁壁をするというのが非常に厳しいな。このときに崩れたときには誰の責任なんでしょうかと。地上は地上権というのがありますが、下も何らかのあれがあると思うんですが、我々不動産やってますんでそこあたりは大体分かってますが。じゃあ誰が責任とるんですかっていうことになったときに、これは、開発公社じゃない、なんですけ水路の関係は、改良区が一番の権利がある。そして、その下のほうで作っておられる、耕作をされている田んぼの持ち主なんかを使い道がなくなっちゃうということになりますよね。だから私はそこを心配するんですと。だからそこ辺りを明確にしていただかないと、工事が入りませんというのが実はこのスタートだったんです。そこまでして、また壊したときにですね、どうなるのかちょっと心配で今中断してるところです。それもひっくるめてあとのことですが、開発がうまくできないということをお含みおきをいただければと思います。

○副委員長（鈴木てるみ君）

委員長交代します。

○委員長（木野田誠君）

一つだけお伺いしますけども、この水路についてですね、田んぼの用水にほとんど使われてると思ってるんですけども、水利権を今まで言われたことはございませんか。水利権です。

○陳情者（田中光晴君）

住民にはそういったものは一切ないです。田んぼを作ってる人しか使ってないんじゃないでしょうか。自治会長をしてるときにですね、耕作者のいろんな調査もしてくれということで回ってましたけど、一般の人は全くわかんないと思います。

○委員長（木野田誠君）

水路の開口部分もあるわけですけども、この草なんかが生えてというようなところもあるわけですけども。この水路の掃除なり、その管理なりを田んぼを作る人なんかがされるところは、御覧になったことは今までないわけですか。

○陳情者（馬場迪洋君）

昔は耕作者の方たちが水路の掃除をしたりされてましたけれど、今、皆さんあんまり田んぼを作

らないので、掃除はされていないので業者の方が年に1回されます。それで、もう昔みたいに自分たちのところはせず、あれするもんだから今あれが、水路としてじゃなくて、水路で使うのいつの間、あとは下水になっちゃうんですよね。だからそこらの水の流れとかも考えてほしいと思います。

○委員長（木野田誠君）

委員長交代します。

○委員（下深迫孝二君）

今の時期は用水路と、そしてまた冬あたりは、家庭からの排水路といったような形で使われてるという理解でよろしいですか。

○陳情者（田中光晴君）

まさしくそのとおりです。かねても水が引いたときにはもうほとんど用悪水路と思っていただいたほうが良いと思います。生活をしてる人が、結構開発されてますよね。住宅から結構流れておりますので。

○委員（久木田大和君）

先ほどのお話の中で、地上部のところがいろいろ使えないので、現状、手がつけられていないというお話があったんですけども。御存じでしたら教えていただきたいんですが、開発をその場所がされたときに、そういったずい道というか、トンネルがあって、そのこの用地の説明であったりとか、そういったところのお話があったのかどうかというところもし御存じでしたら教えていただければと思います。

○陳情者（田中光晴君）

その時代は多分ですね、あったと思うんですが、工事をされた方も、そのときの係の行政の方ももうほとんどいらっしゃらないと思います。記録はないんですかって聞いたらですね、あんまりなかったみたいですよ。だから、私、今回のことをですねお願いしたいのは、そのときの申請が出たときに、これだけのもんだからこういう工事をしなさいよという条件が100%出てなかったんじゃないかと。これぐらいでもしたらいいよということで20%50mぐらいで収まってたんじゃないかなと思うんですよ。普通は開発する範囲は全部しますもんね。そこまでしないと許可を出すべきじゃないと思うんですよ。同じ作業の間違いというのは、聞こえが悪いかもしれませんが、我々一般市民からいうと、なぜ許可が出たときにここまでしか出来ないというので許可を出したのか。おかしいんじゃないですか。2度も3度も同じことしないでここまでいつきなさいよというのがこれです。今回してもですね20mということは、残りがあと30あるわけですよ。現のヒューム管もですね。今20年40年ぐらいでもあんだけ傷んできてる。こっちが傷むのも目に見えてますよね。後からこっちからずっと入れ込んでいくという工法だということを知っていますが、今までこういうことを半端でやってまた次を起こすとすると、非常に経費もかかってくると思います。今で最後までぼんといっていたほうが、予算は市もないでしょうけども、何か詰め合わせができればですね、一

括出来たほうが、税金の無駄にならないだろうと思っております。よろしいでしょうか。

○副委員長（鈴木てるみ君）

すいません先ほど防空ごうの跡があるというふうにおっしゃいましたが、どれぐらいの大きさなんでしょうか。

○陳情者（田中光晴君）

ここで見た方はいらっしゃらないですね。久保さんとあとはこっちは皆分かってるんですけど。人が立って歩けるぐらいの1 m以上のこういった筒が三方に回っております。結構広いんですよ。昔はここで酒を作っていたというお話を測量をする人から聞かれたそうです。

○副委員長（鈴木てるみ君）

それとずい道の最後のほう、浅くなってる部分ですね。あそこの上は、今空き地みたいになってたんですが、あそこに以前は建物があったとかそういうことがあったんですか。

○陳情者（田中光晴君）

あそこはずっと畑のままです。見られた土のところ、私が転んで落ちましたよね。あそこ一帯は内村さんという方の一人の持ち物だったんですよ。今兄弟で分けて弟が北の方。兄さんのほうが南の方に住んでいて、ずい道の下は全部、上は畑を作っています。畑からですね、図面見ると、上に墓地がありましたね。墓地の下をくぐってうちの中を突っ切って中にいってるんですよ。だから上の墓の人も心配なんですね。結構、内村さんの話では、2回ぐらいあそこの土手が壊れたと言いますから、そういうのが出てくるともうがさがさっと行ったら大変なことだと思うんですね。

○委員（塩井川公子君）

今鈴木委員がおっしゃいました場所なんですよ。溜め水みたいなのが最初あって、その上からパイプみたいのがありましたよね。あれはかなり上のほうから流れてきてるんですか。かなり汚い水が結構たまってたんですけど。あそこに。

○陳情者（田中光晴君）

あれは上の墓、墓地がありますね。あそこ上上の城山の絞り水関係が出てきてるんですよ。ほとんどそうだと思います。そういったものがずい道の出たきた用水路を流れて、外姫城のほうへ流れていくという状況ですね。

○委員（下深迫孝二君）

実はですね私どものところにも200mのずい道があるんですよ。そして100mはきちっとコンクリートでまいてあって100mがただ土を掘った後の水路でした。これはちょうど8・6水害の頃ですか。落盤をしまして、いくら水を送っても水はいかないということですね。県が災害にかけて、あと100mを、300 t ジャッキで、このヒューム管ですか、これの1 mぐらいのやつを掘っただけずっと落ち込んでいって、していただいたことがあるんですけども。災害になればですねこれはできるんだけれども、普通の予防のためにといますか、であればそれはもう出来ないということで、災害の場合ですね、なるわけですけども、ちょっと今図面を見て、この後行政の人たちからの説明を受

けますけども、例えば今掘ってあったあれをコンクリートで吹き付けをしますよね道路なんかによく、そういうものであればそんな難しくはないのかなあと、費用的にはかかるだろうけどという感じはしたんですけども。やっぱりヒューム管を入れてくれというほうの陳情ととらえてよろしいですか。

○陳情者（田中光晴君）

できれば同じ方法でやっていただいたほうがいいんでしょうけど、捨てコンと言うんですかね、吹き付けをして、よく土手とかやりますよね。ああいう内容でしょ。そういうので持てばいいんでしょうけど。工法的に強度的にどうだろうかというふうに思っています。

○委員長（木野田誠君）

他にないようですので、これで陳情第6号についての質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前10時45分」

「再開 午前11時08分」

#### △ 議案第51号 霧島市西郷公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長（木野田誠君）

次に、議案第51号霧島市西郷公園の設置及び管理に関する条例の一部改正のについて審査をいたします執行部の説明を求めます。

○商工観光部長（池田豊明君）

議案第51号霧島市西郷公園の設置及び管理に関する条例の一部改正についてご説明いたします。本議案は、霧島市西郷公園について、施設の老朽化による回廊等の撤去に伴い、和室及び展示枠に係る使用料等を廃止するとともに、類似施設との均衡を図るため、公園の全部又は一部を独占して使用する場合は使用料を新たに設定すること等から、所要の改正を行おうとするものです。詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審査いただきますようお願いいたします。

○商工観光施設課長（園畑精一君）

議案第51号霧島市西郷公園の設置及び管理に関する条例の一部改正についてご説明いたします。令和5年第3回霧島市議会定例会議案は1ページ、令和5年第3回霧島市議会定例会一部改正条例新旧対照表も1ページになります。また、追加資料の3ページに、本定例会に計上している補正予算において、西郷公園の回廊等の撤去を行おうとしている範囲を示した平面図を添付していますので、そちらも併せてご覧ください。新旧対照表で説明します。1ページをご覧ください。第3条の公園の開園時間については、現在、同公園内にある観光案内所及び本市における他の観光施設に合わせて、午前9時から午後5時までに見直したいと考えています。次に、第5条の公園使用の許可



については、今回、他の観光施設と同等の内容に見直そうとするものです。次に、1 ページ右側（改正前）の下段、第 16 条から 2 ページの第 18 条については、今後、展示回廊を撤去することとしていることから、展示物等に係る条文について、所要の見直しをしようとするものです。次に、2 ページの別表については、今後、撤去を計画している和室と展示枠の使用料を廃止し、先ほどの第 5 条により、公園内を使用する場合の使用料について、他の観光施設と同等の料金を新たに設定しようとするものです。以上で説明を終わります。

○委員長（木野田誠君）

ただいま説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

○委員（下深迫孝二君）

要するに外壁が傷んでから外壁を撤去するというような今御説明だったと思うんですが、費用としてどのくらいを見込んでいらっしゃいますか。

○商工観光施設課長（園畑精一君）

今回の補正予算で上げておりますが、設計業務委託料としまして 325 万円。解体工事費としまして 6,070 万 7,000 円を計上しております。合計 6,395 万 7,000 円でございます。

○委員（下深迫孝二君）

6,070 万円と 325 万円ということですが、膨大な金額ですよ。これ。稼ぐことは何も考えなくて、こっちお金の要ることばかりなわけなただけでも。全体を撤去してしまっただけでも。駐車場にでもしてしまったほうが、お金を駐車場というのは稼ぐわけですから。お金をこれからどんどんかかるほうにですよ。そこら辺を検討されてないんですか。

○商工観光施設課長（園畑精一君）

今までの経緯の中でも、民間への駐車場という計画はあったようでございます。その中でも西郷像につきましても、1 万 7,100 人ですか、そのような多くの方々からの寄附でつくられた西郷像でございます。その中で空港の窓口であるこの西郷公園を空港都市霧島として活用していければという考えで駐車場への利用というのは考えておりません。

○委員（下深迫孝二君）

今溝辺の方たちが寄附金を募って、西郷銅像を買ってこられたという話は我々も聞いてます。もちろん承知もしてます。だけれども合併をしてですよ。18 年もあるわけですよ。他の地域では寄附金で造ったものは無いんですか。そこをどのように考えています。

○商工観光部長（池田豊明君）

ほかの地区で寄附で造られたということについては、少しそのあたりを詳細に把握をしていないところです。ただ先ほど課長のほうから話がありましたとおり、やはり一つは溝辺の地区の方の寄附で造られたということと、もう一つは西郷公園ということと、空港の軒先というか地区的にあるということで、その活用ということ考えた場合、駐車場自体は民間の駐車場が周りにあります。その部分で、その一つの観光施設といいますか、そういう利用価値を考えた場合、いかにそこ

を利用していくかという方向で今考えているところです。

○委員（下深迫孝二君）

今までも何回もですねあそこも現地調査にも行きました。合併してからも。そして、それなら今その西郷銅像が空港に降りて正面玄関出たときにすぐこうして目につきますか。そして高速のほうからも通るときに、頭がちよこっと見えてるような状況ですよ。そういうことよりか、せっかく1億給付金を集めて造っていただいた。そうであれば鹿児島空港の正面玄関を出て駐車場がありますよね県の大きな。あれと道路側のがちょうど、あそこら辺に建てれば、それこそ観光に来た人達も一目で目について、されると思うんですけども。今の西郷公園のところ、管理もろくにきちっと出来てないですがね。あれで管理は十分なんですか。観光客が来られて、要するにあそこでいろいろ話を聞きたいと思われてもですよ。もう少し市の税金だっけきちっと考えていただかないと。これからはどんどん福祉予算とかいろんなものにお金が多くかかるような時代になってくるわけですよ。今回だって1千何百万かけて、これじゃまた駄目だったから、それなら柵を取っ払ったら、そこに車を突っ込んだりいろんなことをする人たちも出てくるわけですよ。もっと真剣に考えた中で予算をですね出していただかないと。議会もいいわいいわっていうふうに認めてしまえばですよ。残るのは、負債だけが残っていくということになるんじゃないかと思えますけど。そこはどのように議論されされました。

○商工観光施設課長（園畑精一君）

最初言われました西郷銅像の移転というのも、明治維新150周年に向けてそういう協議もあったようですけれども、それにかかる膨大な費用とかありまして、これも前進していなかったところがございます。今回、この回廊が老朽化している点もあるんですけども、回廊そして周りに植えてあります立ち木などが、銅像も見えない、どこに西郷公園があるか分からないというそのような、認識もあります。それと回廊があれば、私もこの課にくるまでちょっとこの回廊があるだけで入りにくいというそういうイメージもございました。その回廊を除去した跡をオープン化することで、皆さんが、来やすい、気付きやすいそういうみんなが親しまれる公園になっていけばという考えで今回上げております。

○委員（久木田大和君）

先ほどいただいた資料の中で27年5月に西郷公園ありかた検討会を庁内に設置したということで書かれているんですけども。この検討会の中でどのように審議をされて、現在の条例の改正等に至ったのかについてまずお示しをいただければと思います。

○商工観光施設課主幹兼施設管理グループ長（松崎義美君）

以前から在り方についてはこういった検討委員会等が設置されて、いろいろな議論がなされてる中で、今回提案さしていただいているようにやっぱりオープン化も含めてということと、幾つか案が出されておったようです。そのときには銅像の移転の話も、先ほど課長からありましたように、含めてだったんですが、実施にはどれも至ってないということで。その後私ども商工観光施設課のほ

うに移ってきて以降、指定管理者等ともやはりこの外壁等が閉鎖的であるというのは、ずっと懸念事項でありまして現在に至ってるような状況でございます。

○委員（久木田大和君）

今、観光案内所が西郷公園の中に入っているかと思うんですけども、こういった議論はこの在り方検討会の中でなされたものなのか、単純に付け焼き刃的な形で出されたものなのかどうかというところまで、ちょっとお聞かせいただければと思います。

○商工観光施設課主幹兼施設管理グループ長（松崎義美君）

当時の在り方委員会の中で観光協会が西郷公園にということではなくて、西郷公園のほうに案内所が設置されるという経緯はですね、せごどん村のほうにあった観光案内所が、やはりその観光案内目的で来られる方が非常に少ないというようなことで、より西郷公園のほうで観光案内目的で来られると。また今後についてはまだ未定ではございますけれども、観光協会の本部を西郷公園内というお話もございますので。まだ未定ではございますけれども当時の観光協会が西郷公園に入るというのは当時はなかったようなことでございます。

○委員（久木田大和君）

ということは、観光案内所として場所を考えたというよりも、西郷公園の在り方検討会の中で実際様々な議論がなされたということだったんですけども。現在のような形で周りの柵なんかを取っ払ったりということであれば、議論が余りなされてない中で短期的な考えでそういうような結論に至ったのではないかなと思うんですけども。ここの活用としては、方向性としてこの在り方検討会、現在、もう機能している検討会なのかちょっと分からないんですが、方向性としてどういう方向に持っていこうという議論がなされたのかお示してください。

○商工観光施設課長（園畑精一君）

まず今、この回廊を撤去してそのあとに活用というのでは今、周り回廊部分には今駐車場を考えております。今日停まられたと思いますけれどもその部分にしか今駐車場はございません。それに対しましてこの西側の回廊とあと正面のほうにも駐車場を設けまして今の約2倍の駐車場確保できる予定でございます。駐車場もあるということで、今後、中の方の園内につきましても、植樹帯のほうも除去しまして、今のスペースよりも広場が1.5倍近くなると思います。その中で催物とか、イベントとか、そういうのを皆さんでもまた活用していただきながら、この観光の振興が図られていければと考えております。

○委員（久木田大和君）

その在り方検討会の中で方向性としてどういう目的というか、方向性を持って現在の結論に至ったのかをお示してください。

「休憩 午前11時34分」

「再開 午後0時55分」

○委員長（木野田誠君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○商工観光施設課長（園畑精一君）

先ほどありました在り方検討会の結果がどのようになったかということで回答いたしますが、在り方検討会の中では、やはり回廊の撤去をするという方針でございまして、その中でまた事業展開するにもやはり回廊がネックということでしたけども、事業費がかなり高いということで結論として維持管理経費の低減等を目的に当面公園は現状維持していくということで指定管理制度などをその後導入しておりますけれども、指定管理者また今利用しております観光協会、案内所のほうも回廊がやはりネックであるという要望が出ております。

○委員（久木田大和君）

確認をさせてください。在り方検討会については、現在は直近1年ぐらいで活動がなされているのかお示してください。

○商工観光施設課長（園畑精一君）

在り方検討委員会については平成28年の第8回をもちまして終わっております。その後について在り方検討会というような会はございません。

○委員（久木田大和君）

そうしますと、現在のこの今回出てきた条例案等につきましては、商工観光課の中で検討された案をもって、今回議案として提案されたのかなと思うんですけれども。この解体をした後の青写真というか、展望であるとかそういったものがお示しできれば。例えば現在のところでいくと周辺のところを解体撤去、それから植林の部分も撤去する部分があると思うんですけれどもこういったところがどのような形で、例えば駐車場になるという話があったり芝生になるという話があったりしたかと思うんですけれども、大枠であったり、そういったところのお示しができる部分があれば、御提示いただければと思います。

○商工観光施設課長（園畑精一君）

今、図面にあります上の部分ですけど、そこは道路についている部分なんですけど、その部分につきましては駐車場。そしてあと国道504の正面のほうも駐車場を考えております。その中で今の台数の約2倍以上が停められるスペースが出来ます。それと中の物産館の左側の植樹帯については、段差もあってワシントンヤシとか、そういう木が植えてありまして、そのワシントンヤシ等も風が吹けば落ちてくるそういう危ないものでございまして、そこにある植樹帯は除去しまして、ここも広場のスペースと考えております。一体的にこの広場が活用できるようなスペースが生まれるものと考えております。

○委員（久木田大和君）

この解体をした後、改良をすることによって、委託管理料であったりそういったところに違いが出てくるのかお示しをいただければと思います。この改修というか解体をして新しく整備をするということになるかと思うんですけれども、現在市のほうで管理をしているということなんですけれど

も、この費用が解体をしてまた余計に管理等に費用がかかるのであれば場合によってしないほうがいいのかというような話にもなってくるかと思うんですけども、そういったところの費用的なところの検討は何かなされたのかお示してください。

○商工観光施設課主幹兼施設管理グループ長（松崎義美君）

今西郷公園につきましては、観光案内所として観光協会が入っております。敷地内の管理につきましても同じく観光協会に委託をしてるような状況でございます。少なくとも管理する部分は減るのかなっていう思いもありますけれども具体的にまだ積算は出来ていないんですが。跡が駐車場用地となれば今よりは管理する物件は減っていくのかなというふうには考えていますので、そういうふうは今管理委託料は今後下がっていくのではないかとというふうに考えているところでございます。

○商工観光部長（池田豊明君）

今のものに補足になりますが、今回回廊を壊してオープン化といいますか、利用しやすくする中で今ある建物の中の観光協会が使っている部分。あとまだ平米的に広い部分があります。そこを今回議案で出させていただいている使用料という形で改定していただくんですが。そうやってオープン化して使っていただくような形の方々が増えていくとその以前の維持管理といいますか、金額的にはそんなに大きくないかもしれないんですけど、収入ということも出てくるのではないかなというふうに思っています。

○委員（久木田大和君）

今のその条例の部分になりますけれども、今回条例の中で1号2号3号4号という形で使用料の設定がなされているかと思うんですけど。この1号から4号までの中身について区分けの基準といいますか、これはどういった基準なんでしょうとか教えてください。

○商工観光施設課主幹兼施設管理グループ長（松崎義美君）

第5条ですね、公園使用の許可ということで、1から4号までということで、1については物品の販売その他これに類する行為。2号が業として写真または映画撮影。3が興行を行うこと。4が展示会、博覧会その他これらに類する催しを行うことというような区分けをいたしておるところです。

○委員（久木田大和君）

すいません確認ですけども、この5条の1から4というのが、16条の基本利用料の1号から4号に対応しているというような認識でしょうか。

○商工観光施設課主幹兼施設管理グループ長（松崎義美君）

はい、そのとおりでございます。

○委員（久木田大和君）

この施設に関して、先ほど市のほうも改修であったり様々な費用をかけてきたというところで、広場をそのまま活用していくというよりは有効的に、市が場合によっては収入が得られるようなそういう施設になることを要望をしておきます。

○委員（徳田修和君）

今施設の使用料のところも出たので確認をしておきたいんですけども、今回、撤去予定になっている範囲には、休憩室、会議室、お茶室等、様々部屋があるわけですけども、現地見せさせていただいたら現在は使えるような状況じゃないのかなと思ったんですが、使える部屋っていうのがどこが使って現在の使用状況等がお示しできれば。

○商工観光施設課長（園畑精一君）

今、図面にあります会議室とあるんですけど、それは和室でございまして、今直近においては座禅会が1団体が利用しているような状態でございます。

○委員（徳田修和君）

先ほどから在り方検討会等の議論もされてきたわけですけども、実際指定管理をしていたときも有効活用のところを指定管理もいろいろ考えておられたとは思いますが。ただ、中でもやはり回廊の活用というのがどうしても見いだせなかった。それで地域の方々に利用方法を一緒に考えていただきたいという中でも回廊があることで、今後の西郷公園の利活用というところにイメージがつかなかったというような理解をしたわけですけども。これまで在り方検討会でも取り壊すことが出来なかった、そのときに予算要求自体はしてきた経過があるんでしょうか。解体撤去の話が在り方検討会でも出てきているということですけども。これまで努力して予算をつけようというようなことが行われてきた経緯があるのか確認をさせてください。

○商工観光施設課長（園畑精一君）

この解体に関する費用などは積算してたと思いますけれども余りにも多くてこれに対する補助事業というのがないということでそれ以上は進んでなかったと聞いております。

○委員（徳田修和君）

今回タイミングがよいというようなことで説明も受けたわけですけども。単純に解体をするということに補助っていうのはなかなか考えにくいことなのかなと思っております。そういう意味で今後も解体に関する補助っていうのが考えにくいから、今回この制度があるこの事業に踏み切るということでの理解でよろしいでしょうか。

○商工観光施設課長（園畑精一君）

今この事業に関しまして単独での廃屋撤去という事業はございません。この霧島地区内で他のホテル事業とか、そういう民間もあわせて霧島地区で一体となつての事業でございまして。その中に霧島市も協議会という中で参加しておりますが、単独での解体というのはなくてこれが唯一のチャンスだと考えております。

○委員（徳田修和君）

先ほどから在り方検討会の話も議論されました。私も地域からそういう有効活用の方法で話し合っているというようなお話も以前聞いていたことがありましたけど、とにかくどうしても回廊があることでイメージがつかないということは、今後この回廊を撤去してオープン化された際に、もう

ちょっと門戸が広がりというか、様々な団体、課を通じて有効な活用方法を見いだせるような会が今後、取り組むことができるんだとそういうような理解でよろしいでしょうか。

○商工観光部長（池田豊明君）

先ほどの徳田議員から質問を受けました。今回観光庁の事業につきましても、やはり多分コロナ明けという形で観光庁としては、そこから再稼働するホテルだったり、観光施設、そういうのについて、撤去ということについても補助を出して、今回新しくリニューアルするような施設を補助していこうという事業になっていると思われまます。今回今現在観光施設、観光部のほうで所管しているんですが今後はその部分について回廊を撤去し、西郷公園という公園という名前もありますので、全庁の全ての部課関係部署でそういうところと協議をしながら幅広い利用ができるような、当然何でもいいということではないと思います。目的を持って、観光なのか、また、地域の方々が寄っていただけるようなものになるのか、またその両方使えるものになるのか、そういうことは考えていきたいと思っております。

○委員（徳田修和君）

撤去工事のスケジュールは示されました。ですので、そういう検討が今後されていくのであれば、その検討委員会自体も早急に進められる時期が来たらもう早急に地域の方々とも連携しながら、最善の有効活用ができるよう取り組んでいただきたいと求めておきます。

○商工観光部長（池田豊明君）

今回今のところ活用という青写真が見えないままでちょっと解体という形で行いますが、当然そのあとについては活用ができるように、そういう組織なのかいろんなところでお話を聞いていくのかという形を進めていきたいと思っております。また今回観光庁の事業とはいえ6,000万の事業の中で半分の3,000万は市の財源を使わないといけないことになりますので、十分検討してうまく活用できるような事業にしていきたいと思っております。

○委員（植山太介君）

はい、1点だけ確認をさせてください。撤去していくとなると今後はこの西郷像とこの物産館を中心に展望といいますか、活路を見いだそうということになってくるであろうと思っております。この物産館に関しましては今後、大規模な改修の費用がかかたりすることなく、しばらくの間は問題なく活用ができるという認識でよろしいでしょうか。

○商工観光施設課主幹兼施設管理グループ長（松崎義美君）

活用という意味になるか分かりませんが、この物産館と今、観光案内所が入っている建物ですが、今後大きなものとして照明が、一部ちょっと水銀灯が使われているか所もございませます。今後に向けてはどこかの時点でやはりLED化等も検討していかなければならないのかなというふうを考えております。

○委員（久木田大和君）

関連でこの物産館については、例えば空調の整備というか改修等を行ったと記憶をしているので

すけれども、こういったところも含めて大規模な改修等の必要が発生するのであれば、こういったところの解体というのは検討はなされたことはあるのかお示してください。

○商工観光施設課主幹兼施設管理グループ長（松崎義美君）

今委員がおっしゃられたとおり、以前、この物産館につきましては、トイレの改修であったり、空調の改修を入れております。ただ今観光案内所が入っております、今後もですねこの物産館については移譲していくというふうに考えているところでございます。

○副委員長（鈴木てるみ君）

展示コーナーにいろいろなジオラマ的なものが置いてありましたが、あるいはもう一緒に処分される予定なんですか。

○商工観光施設課主幹兼施設管理グループ長（松崎義美君）

本日現地調査で見ていただいたとおり、西南の役を描いた錦絵の複製であったり模型。以前NHK大河ドラマで使われた衣装等を展示しておりますけれども、御覧になられたとおり大分古くなっております。劣化も進んでいるものもございますが、物産館等は今日見ていただかなかったわけですけれども、まだ中にはスペースもございますので、ただどれを今後も展示していくのかということについては、また庁内で今後協議検討してまいりたいというふうに考えております。

○委員（前田幸一君）

1点だけ確認させてください。廃屋撤去の霧島市全体をイメージしての今回これにのっけてされるといことなんですが、補助事業みたいなものにこれは本当に通るんですか。何か今後の青写真等を示さなくても予算は通るんですか。そこをちょっと確認させてください。

○商工観光施設課主幹兼施設管理グループ長（松崎義美君）

廃屋の撤去ということで今回観光庁事業を活用するに当たりましては、その後の活用として、先ほどからありますように地域の方々を含めいろんな団体等にやはり声かけをしていって、さらなる有効活用というようなことでですね、事業採択はもう既に、受けているような状況でございますので、それについては何ら問題ないものというふうに考えています。

○委員（塩井川公子君）

工事スケジュールってあります。これを見て、このとおりでずっと進めていかれるんですか。このとおりに進めていかれるのですか。

○商工観光施設課長（園畑精一君）

お配りしておりますスケジュールで本年度に設計をやりまして、来年度早々工事のほうを発注します。

○委員（塩井川公子君）

素朴な私の疑問なんです。その間はやっぱりまだやってるってことですね。そしたらですね、今日すごい気になったんですけど、正面の瓦の屋根がありますよね。あその上に草がぼうぼう生えていますよ。表からよく見える場所なんですけど。草も生えてて、その側面の歯医者さんがある手



前の外壁のところの下のところも、もう草だらけでしたよね。やっぱりあの辺はやはり空港が近くて皆さん通られると思うんですよね。本当に廃墟みたいな感じに見えましたよ。あの辺はやっぱり、幾ら撤去するとか解体をすると言われても、そのときまではきちんとしたきれいな形でいかないとおかしいですよ。観光の霧島ではとおらないと思いました。もう本当屋根なんかは草だらけだと思って、中もいろいろ草も生えてましたけど、やっぱり外から見た感じが見苦しいです。見事に感じました。その辺はやはりきちんとしていただきたいんです。撤去されるということであってもその当時まではちゃんとした形でおかないと泣きますよ皆さんが。以上です。

○委員（下深迫孝二君）

補助金もあるということですね、今回されるということは理解しましたけれども。塀を取っ払ったときに駐車場にするとおっしゃったけれども。またこれに今度は駐車場をつくるために舗装しなきゃいけない、そういうお金が次から次に順番に提案をされてくるわけですよ。ですからそういうことを考えたら、ここは6千何百万だけでも、すぐに1億いってしまうと。そういうことも考えてもう少し後先をしっかりと練った中でですね、本当に有効活用ができるということで取り組んでいただきたいということを要望しておきます。

○副委員長（鈴木てるみ君）

委員長交代します。

○委員長（木野田誠君）

今まで話をお伺いした中でですね在り方検討会は過去撤去を検討したけれども、予算がその当時なかったということで、今回、この観光庁の予算が出てきたというようなことで決行する運びになったということでもあります。理解はしましたけれども一つだけ確認なんです、園畑課長の中で、この観光庁の事業は霧島一体でというような、霧島地区でということで説明がありましたけど。この霧島地区っていうのは正確にはどういう地区を言ってらっしゃるのか。霧島市のことなのか、あるいは環霧島のことを言ってらっしゃるのかちょっとそこ辺が分かりませんでしたので、明確にここをしていただきたいと思います。もう1点は、今回6,400万円の予算ですがそのうちの半分を観光庁の助成でやるということでもあります。観光庁の事業はこのほかに、先ほど一体的にということがありました、総額の予算っていうのはこの霧島、先ほど言いました霧島地区というところに、総額幾らぐらいの予算がついているのかお示してください。

○副委員長（鈴木てるみ君）

数字は後からで地区だけでも答えていただけますか。

○商工観光施設課主幹兼施設管理グループ長（松崎義美君）

今回地域一体となったということでの範囲で申し上げますと、これは市内全域を指しておりましてその中で、宿泊事業者であったり、観光施設であったりという、個々の個別計画の事業を今回、私どものほうも採択を受けているということでございます。全体の私ども以外の経費といいますか、そういったものをちょっと把握出来ておりませんので、必要であれば、ちょっと後もってまた、回

答差し上げたいというふうに思います。【24ページに答弁あり】

○委員長（木野田誠君）

今のところ霧島市内ということで理解しておきます。ただ、商工観光部以外でもあるかもしれないというような意味合いではないんですか。

○商工観光施設課主幹兼施設管理グループ長（松崎義美君）

市の行政のほうの事業といたしましては、商工観光部以外はございませんで、あとはもうほとんど、ほとんど言いますか民間事業者がそれぞれに採択を受けているというふうに考えています。

○委員長（木野田誠君）

もう一つ確認させてください。この6,400万円の中にはさっきから説明があるもちろん撤去費用です。ねそれから駐車場を造る。木を伐採する。芝生を張るこういう予算も含んでの6,400万なのかどうか示してください。

○商工観光施設課長（園畑精一君）

この廃屋撤去に関しましては今の建物の解体状況と中にある立ち木等の除去のみです。あと芝を張ったり駐車場をつくる事業ではございません。

○委員長（木野田誠君）

委員長交代します。ほかにありませんか。ないようですのでこれで議案第51号についての質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 1時25分」

「再開 午後 1時27分」

#### △ 陳情第6号 松永上溝用水路水路トンネル改修を求める陳情書について

○委員長（木野田誠君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に陳情第6号松永上溝用水路水路トンネル改修を求める陳情書について審査します。執行部の説明を求めます。

○農林水産部長（永山正一郎君）

陳情第6号松永上溝用水路 水路トンネル改修を求める陳情書に関しまして、現地調査での説明と重複するところもありますが、工事の概要についてご説明いたします。今回の陳情にある水路トンネルは、上流側は内径1,350mmのヒューム管57.3m、下流側は素掘トンネル48.2m、合わせて105.5mの水路トンネルになっています。令和4年度に県営事業にて松永用水路の機能診断を行った際、上流側のヒューム管部分にひび割れ損傷が確認されたことから、本年度、補修工事を計画しています。以上、よろしくご審査くださいますようお願いいたします。

○委員長（木野田誠君）

ただいま説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

○委員（前田幸一君）

今回入り口から20mのみ補修工事と言いましょうか。されるということですがこれに係る予算は幾らなのか教えて下さい。

○耕地課長（八重山純一君）

予算要求しておりまして当初予算で予算ついております。工事請負費3,360万円になります。

○委員（前田幸一君）

3,360万かかると。これはもう全然補助事業は入ってないんでしょうか。

○耕地課長（八重山純一君）

今回の3,360万につきましては、国、県等の補助事業は行っておりません。その代わりにと云ってはなんです緊急自然防止事業債、そちらのほうを充当しているところでございます。

○委員（前田幸一君）

緊急防止事業債というといわゆる起債ですよ。少し有効な記載なのかちょっと分かりませんが、今日の陳情書の内容を見てみると、その先のヒューム管と手堀りと言いましょうか自掘と言いましょうか、そこの継ぎ目のところが非常に軟弱であって、そこをどうこうというのを午前中の説明会の中でお聞きしたんですがそこは全然触れてないんですがそこ辺の確認というのはなかったんでしょうか。

○耕地課長（八重山純一君）

午前中の現地調査の中でちょっと説明をしたのが説明不足だったかもしよておりませんが、上流側につきましてはヒューム管構造となっておりますそれより、下流につきましては、岩の素掘りとなっております。その接続部分については軟弱というわけではなくて、今回の陳情の中でありました部分につきましては、水路のヒューム管の上流側のちょっと現地を見ていただいたときのヒューム管の入り口の手前側のほうが沈下してるというか水路の底盤が低いという状況だったものですから、そのむねにつきまして説明させていただきました。接続部分のヒューム管とずい道の岩の部分についての接続部分が軟弱ということは確認はされていないところです。

○委員（前田幸一君）

代表の田中様の午前中にここでお話を聞いた中では、その接続部分が以前、若干の陥没があって土砂がその管の内側に溜まってどうのこうのというお話もお伺いしたんですが。そこら辺の認識はなかったんでしょうか。

○耕地課長（八重山純一君）

午前中のお話の中でもさせていただいたところなんです、上流部ヒューム管、下流部については岩を素掘りした状況です。田中様宅の下のほうが多分おおむね岩の下と思ってる場所なんですけど、岩につきましてはまずもって落盤とかクラック等ございませぬ。あとヒューム管分につきましては、今回の工事部分についてクラック等はございませぬが、現地の目視と打診をした状況の中で、中が空洞という状況はございませぬでしたので、そこが原因で上部の土砂を引き出して、上の陥没

まで至ったということは考えていないところです。

○農政畜産課主幹（内村光孝君）

先ほど課長が説明いたしました財源について補足をさせていただきます。緊急自然災害防止対策事業債ですけれども、今、採択の見込みを立てておりますが予算上はまだ計上しておりません。こちらのほうが採択になりまして事業費が確定しましたら3月補正なりで、財源組替えのほうをしていく予定でございます。

○委員（植山太介君）

1点確認をさせていただきます。今回検査をしたら、20mのところは、やはり修繕が必要だということで事業化されるということなんですけれども。陳情者にも午前中確認したのですけれども、今は問題はなかった残りの場所はですね、ただ災害こういう異常気象が続く中で定期的にチェック等は必要になってくるのかなと思ったところですがそこら辺のお考え、議論というのはされたのでしょうか。

○耕地課長（八重山純一君）

おっしゃるように現在、健全であることを確認しているところでございます。今後長い年月、そういうところに損傷が発生しない、クラック等が発生しないともいけないということから今後施設の状況については注視していきたいと考えております。

○委員（久木田大和君）

このずい道というか水路の上部部分については40年ほど前に開発が行われたということをお聞きしたところだったんですが。この開発を行う際であったりとか、この水路が手振りのところなんかについては、上に何か建設をしたりですとかそういったところを使うことによって、落盤したりする可能性もあるかと思うんですけれども、これの開発のときにどういった形で対応をとられたのか分かればお示しいただければと思います。

○耕地課長（八重山純一君）

今を聞かれてる分につきましては民間での開発で、昭和52年ぐらいに設置されたと伺っております。それから約50年経ってる状況ではございますが、当時、青線、松永用水の上溝にはなるんですけど、青線という位置づけの中で、今現在は法定外公共物として平成17年から市で管理をさせているところなんですけど、それ以前は県での所管的な部分と、あと今現在の霧島市国分土地改良区での水路という扱いになってます。昭和50年頃に民間開発のほうでの適切な申請があったかなかったかにつきましては、現在のところ県からも情報いただいたんですが把握出来ておりません。ただ、それがちゃんとした形で申請をされて許可をされてる部分であれば、恐らくこういったクラック等の発生に至ってないと考えております。

○委員（徳田修和君）

今回20mほどの工事をされるというところの工法を午前中説明を受けたわけですけれども。蛇腹式のようなものを詰めていって内径の補強をするような工事なのかなというふうに、勝手に理解はしたんですけど。こういう工法の場合、その後、その奥がもし破損等した場合、工法のつなぎ目とか、

あとの工事がしにくくなるんじゃないのかなというような想像もしたんですけど、その点の確認はさせていただきます。

○農林水産部耕地課主幹兼耕地第1グループ長（吉田 進君）

工法につきましては先ほど言いました蛇腹みたいな形になっておりまして、繋げて奥が同じ内径で施工ができる形になっております。何年か後部分的に先に進めていくことができる工法となっております。

○委員（徳田修和君）

あと陳情者のほうではやっぱり手掘りの部分も含めて、一括の整備をしてほしいというような趣旨の内容でございました。この陳情に至ったきっかけといいますか、手掘りの部分の上を開発を土地利用をしたいとなったときに、掘削をするだけでここが壊れて、手掘りの部分が壊れてしまうんじゃないだろうかというようなところで、ちょっと心配をされてみたいなんですけども。実際こういう手掘りの部分、強度がどの程度持つのか分からないんですけど、強度調査といいますか、どの程度の振動とか、そういうものまで持ちこたえられるかとか、調査をされたことはあるんでしょうか。

○耕地課長（八重山純一君）

まず、開発をされるというお話であったということで、一般的に開発をする際につきましては、その開発業者のサイズ大きさにもよるんでしょうけど、その周辺の施設をさわる、もしくは構造物を造る、重量物を置くと言った場合には、開発をされる側のほうで一般的には調査をしていただいて、それに伴う処置が必要な部分であれば、処置をしていただくというのが一般的となっております。先ほどおっしゃったような岩的な部分でどれぐらいまで持つかということにつきましては、市内市全域なんですけど状況を確認したことはございません。

○委員（徳田修和君）

開発がきっかけじゃなくても、ヒューム管のほうは設置するのに、耐震だったりとか、何かしら基準があると思うんですけども、素掘りといいますか岩で掘っているずい道というものはここに限らず、地区で幾つか残ってると思うんですけども、そういう耐震調査といいますか、何かしらこの強度の確認っていうのは、やっぱり、必要んじゃないかなと思ってしまうわけですけどもそこら辺の見解はどのようにお持ちなんでしょうか。

○耕地課長（八重山純一君）

私どもの管理してます農業用施設につきましてはそれぞれいろんなタイプございます。その中で、今おっしゃったようなずい道につきましても、用水路、排水路の延長の一つとしては考えているところです。そういった中で、用排水路がもう老朽化して今後何か対策をとらなければならないという状況の中では、今回のような形で水路の点検はしておりますが、地域からの相談とか何かありますよということが今のところないものですから、今のところは現在ほとんどが健全であるというような考えでは今いるところでございます。

○委員（徳田修和君）

先ほどヒューム管等は、これまで法定外公共物として管理してきましたっていうことですけど。ちなみにこのずい道というものは何に当たるんでしょうかね。法定公共物というふうにも感じないんですけども。どういう位置付けで現在管理されているものなのか、そこだけ最後確認をさせてください。

○耕地課長（八重山純一君）

まず法定外公共物につきましては明治維新の最初の頃に、民地が持ってた部分を国のほうで一部扱うような形でやっています。それで平成17年から移管の関係で市にきてるところなんですけど、今回の場所につきましては、ヒューム管と岩のずい道部分以外の前後については青線があるところです。多分ヒューム管を埋める前まではそこまで水路が開渠だったと思われまますので、地積調査が行われる前であれば、そこまでは青線という形で法定外公共物になってるかと思います。現在はヒューム管を入れた後に地籍が完了したと思われまますので、地籍上は50何メートルにつきましては、個人所有の土地ということになっております。実際であればその施設自体、法定外公共物という位置付けになるかと言われるちょっと難しいところがあってデリケートなんですけど、今回の工事につきましては、前後が青線で用水路の機能は持つてると。その一連の中の水路の形状という中で市としてもこれは市民の物ではないというような扱いになるものですから、それと損傷があります。その状況の中で今後崩壊することが大変、市民に対しても不安を醸し出すということで、今回工事をするような形になっております。ずい道の位置付けとして、場所によっては、山の下を通ってたりとかしながら、地籍上は、表示がないところなんですけど、前後の青線なんかの状況を見まして、一連の水路という扱いの中で対応しているところです。

○委員（植山太介君）

すいません先ほどの質問の関連といたしますか、確認で質問させていただきたいんですけども。今後もその場所を注視していくと、例えばそこを、仮に上をちょっとあつかって下に問題が起きた。それだけじゃなくても注視していった中で、何か問題が起こったら今回のように適正に対応する。今後も市が責任を持って対応するという認識でよろしいのでしょうか。

○耕地課長（八重山純一君）

今現在としては、健全であります。今後、そういった部分でクラック等が発生した場合、注視していく中でそのクラックの要因等がどういったものなのか、自然災害かもしれませんし、先ほどちょっと話しが出てた民間開発の影響なのかもしれません。その状況を踏まえながら、対応していくこととなると思います。ただし、注視していく中で市としましてクラック損傷がある中で、それをほっといたという状況の中であった場合につきましては市としても瑕疵のほうが大きくなってくると思いますので、そこにつきましては予算要求をしながら適切に対応していきたいと考えております。

○委員（久木田大和君）

このずい道が民間業者が直接上じゃなくても近くのところを工事した際に崩落というかそういったのが発生した場合の責任的なものというのは、そこに要因があればもう全て民間のほうに請求するというような形になるのでしょうか。

○耕地課長（八重山純一君）

以前の50年の頃のこのヒューム管の設置をした開発業者ということによろしかったですか。今後のことなんでしょうか。今後でしたらですね、そういう開発的な部分でいろいろ審査をしていく形にはなるかと思えますし、適切な構造もしくは、その状況で問題があった場合、問題というか構造上とか、そういった部分で影響が出そうな場合は、市からも指導いたしますし、今後その中で災害が起きないような形ではこちらのほうも考えていきたいと思っていますとございます。

○委員（久木田大和君）

トンネルを今現在20mということでしたけれども、105.5mですかね全部工事をするとした場合の費用等については、検討がなされたことはあるのでしょうか。もしあれば、金額等が分かればお示しください。

○耕地課長（八重山純一君）

実際これを工事することをちょっと考えて想定してなかったところなんです。今回の20mの部分の金額3,360万。単純に計算させていただきました。そうした際に、今回の20mを含めまして約2億程度必要になってくるかと思えます。先ほどうちの政策のグループ長にちょっと補正していただきましたけど、緊急自然防止事業債を国であてがうことは、今のところ大丈夫かと思うんですが、これ自体が令和7年度までになっております。今後そういった部分がないと単独でいくような形になってくるかと考えております。

○副委員長（鈴木てるみ君）

委員長交代します。

○委員長（木野田誠君）

この水路は松永用水で、国分土地改良区が主体になっているんですけども、まず水利権の所有とそれから、今日のこの陳情者以外にこの用水路に関して改良の要請があったことはあるのか。国分土地改良区等この辺から要請があったのかどうかお知らせください。

○耕地課長（八重山純一君）

まずもって2点ございまして水利権につきましてということなんです。ちょっと把握はしていませんが、例えば宮内原用水路にしろ松永用水路にしろ2級河川霧島川から取水をいたしております。その分につきましては県のほうで水利権を把握されていると考えております。あとそれと霧島市国分土地改良区から今回の部分とあと松永用水路関係についての要望という部分につきましては特段ない状況です。

○委員長（木野田誠君）

委員長交代します。ほかにございませんか。ないようですので、これで陳情第6号についての質

疑を終わりますここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 1時50分」

「再開 午後 1時51分」

○委員長（木野田誠君）

休憩前に引き続き会議を開きます。商工観光部より発言の申出がありましたので許可します。

○商工観光施設課主幹兼施設管理グループ長（松崎義美君）

先ほど木野田委員長からございました、霧島市内での事業費の関係についてですけれども、これはあくまでも5月の内示の時点での金額にはなりますけれども、令和5年度から6年度にかけて全体の事業費といたしまして約45億5000万円。補助の見込額として約23億円ということになっているようでございます。事業によっては3分の2というのもあったりはするんですが基本的には2分の1というのはほとんどです。

○委員長（木野田誠君）

国からくるのが23億。

○商工観光施設課主幹兼施設管理グループ長（松崎義美君）

そうですね、補助の見込みとして入ってくるほうが23億。

○委員長（木野田誠君）

ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 1時52分」

「再開 午後 1時53分」

#### △ 議案第59号 訴えの提起について

○委員長（木野田誠君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に議案第59号訴えの提起についてを審査いたします。執行部の説明をお願いします。

○建設部長（西元 剛君）

建設部ですよろしく申し上げます。議案第59号訴えの提起について概要をご説明いたします。本案は、既に退去している市営住宅宮下団地の住戸外等に、残置された物品の撤去を求める訴えを提起するため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるものです。詳細については、建築住宅課長がご説明いたします。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

議案第59号 訴えの提起についてご説明いたします。市営住宅宮下団地に入居していた訴訟の相



手方に対し、令和4年11月15日に、執行官立会いのもと、不動産明渡が執行され、室内の家財道具等はすべて搬出されました。その後、住戸外に残置されている自転車や、増築倉庫内に残置されている物品について、口頭で撤去を要請してきましたが、実行されませんでした。改めて、令和5年3月3日に、相手方に対し、4月20日を撤去期限として、文書にて通知したところですが、現在まで実行されていない状況です。このようなことから、相手方に対して、当該物品の撤去を求める訴えの提起をするものです。以上で説明を終わります。よろしくご審査いただきますようお願いいたします。

○委員長（木野田誠君）

ただいま説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（下深迫孝二君）

退去された後に残されているというような今自転車をちょっと把握しましたけれども、何がそんなに訴訟を起こさなきゃいけないぐらいの物が置いてあるのかまずそこをお伺いします。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

この写真の中にもありますように、建物の外に自転車とか鉄パイプみたいなちょっとはっきりと分からないけど自転車や雑品が置いてありまして、そのほかに住宅の南側のほうに増築の倉庫があります。その倉庫の中には、かなり個人のものと思われるものが、残置されているということでございます。

○委員（徳田修和君）

先ほどの説明の中で1点確認したいことがあるんですが、室内の家財家具等は執行官立会いのもと搬出されたということで、そのときになぜ一括で執行官がいて立会いが出来ている状態で外にある残置物まで撤去させなかったのか、そこら辺の室内撤去したときに同時に出来なかった理由等があればお示しいただければお示しいただければと。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

前回、住宅の明渡し訴訟を起こして裁判のほうでは明け渡せという判決をいただきました。それに基づいてこちらは要請しまして、相手方が中の物を撤去されない、搬出されなかったので、執行官にお願い、裁判所のほうに申立てをして執行官立会いのもとにやっていただいた。基本的にこの訴訟を起こしたとき、今までもそうなんですけれども、訴訟が住宅の明渡しということになりましたので、住宅の中のものを、住宅を個人が借りていたのを明渡ししてほしいということになりますので、中の物の搬出というのは強制執行でできるけれども、屋外の物については住宅内でないということで執行出来ないということで、執行官の判断のもと、裁判所の判断のもとで、そういう形で屋外のものは搬出されなかったということでございます。

○委員（徳田修和君）

本会議場での質問の際強制執行も進めていくというような答弁があったかと思うんですけども、これを訴訟を起こさなければ代執行等を何か強制的に執行することは不可能だったのか、その確

認もさせていただきます。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

建物の中の物もそうなんですけれども、外の物についても強制執行するということにおいてはまず裁判所の判決がなければ出来ないということになっております。口頭で今までも何回か「外の物を早くのかせてください」「いつまでにのかせてください」ということを話をしております、それのできる範囲は個人の、通常ならばそれでやっていただけるんですけれども、それをしないで法的に強制執行を行おうとするとすれば、やはり裁判の判決が必要になってくるということになります。

○委員（徳田修和君）

宮下団地自体は、今後解体を進めていく住宅であると思います。現在は退去者がいればもう政策空き家としていって思うんですけども。部屋の周辺に残置物があるような、周辺で住まわれている住民の方等が現在いらっしゃるのか。入居状況をお示しできればお願いいたします。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

宮下団地は現在148戸のうち、入居戸数が53戸ということで35%ぐらいの入居率。65%ぐらい空いているということです。今現在、新たな入居者を入れていませんし、退去を促進しているところです。屋外に今回のような残置物があるところはなくて、住まれている方がそこに、35%の方がそこに住まれているということです。

○委員（徳田修和君）

今この残置物が危険な状態であると思うんですけど、この置いてあるような場所のところには人は現在住んでる状況はないですか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

今、置いてあるところの棟は全て誰も住んでおりませんので、今のところそこを他の人たちに危害を与えたり迷惑になっているという状況ではないと判断してます。

○委員（徳田修和君）

それであれば、解体の際に一緒に撤去しますというような形で話合いで、裁判ではなく取壊しの際に撤去させていただくのでその分の費用をお支払いいただけませんかとかいうような、そういう話合いではやはり無理だったのか。こういう裁判という形をとって、その上でこの建物解体のときに一緒に強制執行するのか分かりませんが、そういう話合いじゃなくて訴えでしていくしか対応は出来なかったのかそだけ最後に確認をさせていただきます。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

今まで退去された方々も、自分で屋外の物も含めて、自分で搬出というか、なくなる状態にして退去していただいておりますので。今回置いてあってそれを市で処分してその分を請求するということは考えていません。ただ、経緯的に何回か、一番いいのは訴訟を起こさずに自分でのかしていただくということもありますし、個人の物であれば粗大ごみということで、退去するときに出したりで

きるんですけれども、そういうことを何回か「搬出してください」「きれいにしてください」ということを何回か申し上げたんですけれども、そういうことが実行されていないということ。我々としては、これからも裁判の結果どうなるかあれですけども、やはり強制執行するわけではなくて、できれば個人で出していただきたいというのがあります。それが出来なかったときには、やはり個人の持ち物ですので市で処分した後いろいろなトラブルがあってははいけませんので、こういうような形で訴訟を起こさせていただくということを考えてます。

○委員（下深迫孝二君）

先ほど、住宅内の撤去ということで訴訟を起こされた。現場行ってみりゃ訴訟を起こす前に外にも置いてあるちゅうのは分かってるわけですよ。ですからそこを一緒に組み込めなかったのか。そこはどのようにとらえていらっしゃいますか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

一緒にすることも可能だったのかもしれないんですけども、基本的に中の物を出すとか入居を取りあえず住戸を明渡していただかないと家賃が発生したりしますので、家賃が発生しないように明渡してください。基本的に今までのところなんですけれども、外に余り増築物がなかったりしていたので、そういうところは分けてやっているというよりか、住戸の明渡し訴訟しか今までやっていませんでしたので、今回もそういう形でやって外にあるものは本人が退去し、搬出していただけるというか、撤去していただけたらと思っていましたが、実際やってみたら本人は外の物は持ち出す意思がないようですので今回こういうことになったということになります。

○委員（下深迫孝二君）

それはまた役所のほうとしても思い込みですよ。住宅内のものを撤去してくださいと言えば全部持っていくと思ってたけれども今回は持っていかない。だから再度訴訟を起こさなきゃいけないということなんで、今後はそういうこともよく考えて、例えば倉庫などを造ってあるところは、それもひっくるめてね、やっぱりそれは1回で済むわけですよ。ぜひ、参考にさせていただきたいということを要望しておきます。

○委員（植山太介君）

確認をさせてください。原状回復ということで、室内はちょっと無理があるかもしれないんですけども、こういう屋外っていうのは目について行政指導等々もできるのかなと事前にですねそういった思いもいたしました。他の団地を見せていただいても、このような物をお見受けすることがあります。これは良しとしてるのか本当は駄目なことなのかそこら辺の認識を教えていただければと思います。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

屋外の増築物につきましては、入居した後に申請があってそれを認めている状況です。退去するときにはそれを全て撤去してくださいということで撤去していただいて出ていっているということです。ほとんど、撤去していただいて、出ていっていただいていると。屋外に残置してるのはほと

んどなくて、あるとすれば不法投棄されているのが若干あるかどうか。それも最近は見かけないんですけども。市もそういうのがないようにはしてるので、あるとすればそういう残地物が少しあるかな、ごみをだれか捨てたかなというのはあるかもしれませんが、基本的に残置物はないという考えでいます。

○委員（植山太介君）

本会議でも他の議員の方が触れられてたとは思ったんですけども支払い能力がない場合、ちょっとそのときの答弁がいまいち分からなくてですね。他の人と平等に請求していきますということだったんですけども。実際その後ってというのはどのような形になるのかなとそこをちょっとお伺いさせていただきます。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

明渡し訴訟を行います。室内であっても今回のような外であっても。するとやはりそこを撤去するのに費用がかかります。それについては市のほうから、裁判所のほうに費用がかかるのを見越して支払いして実際かかった金額ということで精算して余れば返ってくるということです。その中の一環として、持っていったものの中に価値のあるもの、金品に換えられるものがあれば、裁判所とか執行官のほうで、競売なんですかねそういうことをして、そこで我々の債務に代えて、入ってくるものでお金を返していただくということにはなりますけれども、基本的に搬出するための費用がそれ以上かかってますし、余り金品のあるものが、多額にあるということはありませんので、そう高く返ってくることはないです。そうしますと、市のほうでそれだけの費用がかかっていますので本人には請求をするということになります。今回のことではないんですけども、今話がありましたように、やはり、財産がないとか財力がない方が多くて、なかなか支払いまでは至っていないところが多いんですけども、中には一時的にお金が入ってというような方がいらっしゃるって、払っていただいたり、差押えが出来ないんですけども、財産が入ってきたときに支払っていただいたりした方もいらっしゃいます。

○副委員長（鈴木てるみ君）

委員長交代します。

○委員長（木野田誠君）

この方に対して口頭で撤去を要請しそれから文書で通知した。それでも撤去の実行されなかったということでありますが、この方の言い分はあったと思うんですが、この方はどういう理由で撤去されてないのかそこはまだ話されていませんのでお示してください。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

我々としては、市有地に置いてあるものをのこしてくださいという主張なので、向こうがどういう主張であるかというのは、聞いてはいますけれども、それは言い訳にならないのかなと思っております。向こうの主張としましては、今住んでいるところに、外にある物品を持っていけないので持っていく、納めるところがないので持っていけないというような主張です。

○委員長（木野田誠君）

委員長を交代します。他にありませんか。ないようですのでこれで議案第59号についての質疑を終わります。

#### △ 議案第51号 霧島市西郷公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長（木野田誠君）

議案第51号、霧島市西郷公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について、自由討議に入ります。意見はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで自由討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第51号霧島市西郷公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがって、議案第51号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

#### △ 議案第59号 訴えの提起について

○委員長（木野田誠君）

次に、議案第59号、訴えの提起について、自由討議に入ります。意見はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで自由討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第59号訴えの提起について、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがって、議案第59号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

#### △ 陳情第6号 松永上溝用水路水路トンネル改修を求める陳情書について

○委員（木野田誠君）

次に、陳情第6号松永上溝用水路水路トンネル改修を求める陳情書について自由討議に入ります。御意見はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので自由討議を終わります。

それでは討論に入ります前に、この陳情に対する採決を行うか、それとも継続審査とするかについてお諮りします。御意見はございませんか。

○委員（下深迫孝二君）

採決すべきだと思います。

○委員長（木野田誠君）

採決を行うことに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。それでは、本陳情について討論に入ります討論はありませんか。

○委員（徳田修和君）

私は松永上溝用水路水路トンネル改修を求める陳情書に対して、不採択すべきとの立場で討論をいたします。今回、地域陳情者等から生活安全を脅かすのではないかということで、用水路の修繕に合わせ、用水路部分総延長させた全てにおいて工事していただきたいというような要望でございました。お気持ちは十分に分かるわけですが、執行部への確認をした際にも、上流側のヒューム管部分にひび割れ損傷は確認された。それ以外の機能に関しては現在のところ問題がないという報告がございました。ひび割れしている部分に関しては早急に対応することも確認され、今後も破損がある場合はしっかりと行政のほうに対応していくということも確認が出来たところでございます。ただ、やはり事前に全ての箇所の手直しをするということは無理があるのではないかと。このことについては、各地域それぞれが同じような思いでいらっしゃるでしょうがまずは、破損箇所の復旧工事を優先して、今後も行政のほうにはしっかりと安心安全を守っていただきたいと要望するところでございます。したがって今回の陳情に関しては、思いは分かりますが、全ての工事ということは難しいと思い、陳情に対しては不採択すべきと考えます。委員、諸兄氏の御判断、御同意をよろしくお願いいたします。

○委員長（木野田誠君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と言う声あり]

なしということであります。討論を終わります。採決いたします。陳情第6号について、賛成の方の起立を求めます。起立者ゼロ。したがって、陳情第6号については、不採択すべきものと決定しました。以上で議案処理を終わります。

#### △ 委員長報告に付け加える点の確認

次に委員長報告につく、付け加える点はありませんか。

○委員（徳田修和君）

議案第51号霧島市西郷公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について解体後の利活用に対して議論が交わされたところではございますが、今後も全庁一体となってまた、地域の声をしっかりと反映させながら、最善の利活用方法を検討していただくよう求めておきます。

○委員（下深迫孝二君）

委員長報告に付け加える点としまして、西郷公園約6,400万円かけて外壁を撤去ということになりましたけれども、今後、また駐車場整備だ何だと言ったらですね、最終的にやっぱり1億ぐらいになってしまうんだということもありますので、しっかりとそこらは前後を見据えてですね、取り組んでいただきたいと。次から次にお金を、またここを扱わないといけないというような事ですね出てくることは目に見えてますので十分そこがないように行政努力をしていただきたいという事を要望する事を付け加えていただきたいと思います。

○副委員長（鈴木てるみ君）

陳情6号に対してなんですが、地域住民の皆様の不安を抱えた心情を考えると十分理解できると思います。そこで市当局としましても引き続き定期的に調査を続けて、住民の皆様にとしっかりと説明していくという責任を、努力をしていただきたいなと思います。

○委員長（木野田誠君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

それでは、ただいまの御意見を見込むこととし、報告については委員長に御一任いただけますでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 2時37分」

「再開 午後 2時39分」

#### △ 閉会中の所管事務調査について

○委員長（木野田誠君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、閉会中の所管事務調査についてですが、閉会中の所管事務調査項目については、産業建設常任委員会の所管事項についてとして提出したいと思いますがよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う声あり〕

それではそのようにさせていただきます。次にその他として何かありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで本日の日程は全て終了しました。以上で、産業建設常任委員会を閉会いたします。

「閉 会 午後 2時40分」

以上、本委員会の概要と相違ないと認め、ここに署名する。

霧島市議会産業建設常任委員長

木野田 誠